

「がん対策推進基本計画（案）」に関する意見について

この度公表されました「がん対策推進基本計画（案）」の内容について、たばこ販売を業として生計を立てている私どもたばこ販売組合としての意見を申し上げます。

第2 分野別施策と個別目標

1. 科学的根拠に基づく予防・がん検診の充実 (P6)

(1) がんの一次予防

① 生活習慣について

<成人（20歳以上）喫煙率の目標設定について>

喫煙率に関して『成人喫煙率については令和元年（2019）年で16.7%であり、令和4（2022）年度までに12%とする目標達成には改善が不十分であった』との記載がありますが、喫煙率削減の前提は“やめたい者がやめる”ことであり、禁煙希望者への支援であって、決して禁煙推奨ではないものと考えます。そのためには、20歳以上の個々人が、大人の嗜好品であるたばこを愉しむ自由は尊重されるべきであり、個々人の嗜好に踏み込んで、喫煙をやめたくない人まで禁煙に誘導すること自体は不適切であり、大問題であると考えます。

本項目の「取り組むべき施策」には『国及び地方公共団体は、生活習慣について、「次期国民健康づくり運動プラン」に沿った取組を引き続き推進する。』と記されており、当該プランには、「喫煙者率の減少（やめたい者がやめる）」という目標が掲げられていると認識しています。

これらを踏まえれば、がん対策においても、やめたい者がやめる、すなわち“禁煙希望者の支援”という前提のもと、取り組みが進められるべきであると考えております。

<望まない受動喫煙の目標設定について>

「次期国民健康づくり運動プラン」は、健康増進法に基づく国民の健康増進を図るための基本的方針であり、健康増進法自体は「望まない受動喫煙の防止」を趣旨としております。

健康増進法は、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進することこそが本来目的であり、その目標達成の

ためには、「禁煙の推進」ではなく、「分煙環境の整備・推進」が極めて重要であると私どもは考えております。

また、令和 5 年与党の税制改正大綱では、屋外分煙施設等の整備の促進として『望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。』とされており、今年 1 月の総務省からの事務連絡では「健康増進法」（平成 14 年法律第 103 号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街などの場所における 公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と発出されております。

今後は公共の場所に限らず、民間の屋外または屋内の、「分煙環境の整備、推進」を更に強く進めることで、私どもたばこ販売組合としては、たばこ総需要の減少に一定の歯止めをかけること、かつ、健康増進法の目的である「望まない受動喫煙の防止」を併せて実現してまいりたいと考えております。

改めまして、合法的な嗜好品である「たばこ」につきましては、長年日本国においては幅広く生活に定着している大人の嗜好品であり、また、国・地方の安定的な税収をまかなう財源として、数少ない貴重な担税物品という側面もあります。たばこ税の安定的な確保の観点からも、私どもたばこ販売を業として生計を立てている組合への影響へも配慮いただきながら、総合的に見て偏りのない公平・公正な「がん対策推進基本計画」を作成いただきますよう強く希望いたします。

2023年2月16日

〒105-0014 東京都港区芝 1-6-10 芝 SIA ビル 7 階
全国たばこ販売協同組合連合会